附則別表第三

「地域振興費」の投資補正に用いる率（附則第九条関係）

市名	率
三鷹市	1.112
守口市	2.584
武蔵野市	2.157
芦屋市	0.363
明石市	1.806

［(注)　略］

附則別表第三の二

「地域振興費」の投資補正に用いる率（附則第九条の二関係）

市名	率
札幌市	0.048
仙台市	0.009
千葉市	0.010
横浜市	0.021
静岡市	0.012
浜松市	0.022
名古屋市	0.133
大阪市	0.047
堺市	0.031
岡山市	0.017
熊本市	0.075

附則別表第四　削除

附則別表第三

「地域振興費」の投資補正に用いる率（附則第九条関係）

市名	率
三鷹市	1.091
守口市	2.484
武蔵野市	2.130
芦屋市	0.267
明石市	1.735

［(注)　同左］

附則別表第三の二

「地域振興費」の投資補正に用いる率（附則第九条の二関係）

市名	率
札幌市	0.049
仙台市	0.009
千葉市	0.010
横浜市	0.021
静岡市	0.012
浜松市	0.022
名古屋市	0.136
大阪市	0.048
堺市	0.032
岡山市	0.018
熊本市	0.075

附則別表第四

令和元年度における「寒冷補正率（給与差）」に係る補正率（附則第十条関係）

(1)　都道府県分

経費の種類		測定単位	補正率
一教育費	1　小学校費	教職員数	寒冷補正（給与差）
			１級地　0.008
			２級地　0.007
			３級地　0.007
			４級地　0.005
			無級地（上記以外の地域）　0.000
	2　中学校費	教職員数	寒冷補正（給与差）
			１級地　0.008
			２級地　0.007
			３級地　0.006
			４級地　0.005
			無級地（上記以外の地域）　0.000